

ちの泊まって応援キャンペーン 「ちの割第2弾」観光クーポン事業者募集案内

茅野市内の宿泊施設を、茅野市民をはじめとした長野県民が泊まって応援することで、地域旅行需要創出と観光消費喚起を図るとともに、茅野市の良さをアピールします。

事業の概要

■割引金額

- ①長野県に居住している方が、「ちの割」を適用した場合、1人1泊あたり2,000円割引金額で宿泊させることができ、連泊も可とし、泊数制限はありません。また、1人1泊あたり1,000円分の地域で使える観光クーポン券も配布します。
- ②割引対象となるのは、宿泊料金（基本料金）及び追加料金等となります（消費税、入湯税、サービス料を含む）。GoToトラベル事業や長野県が実施する事業、その他の割引事業等との併用は可能です。ただし、宿泊料金が2,000円（他の割引適用後）未満の場合は適用できません。

■宿泊割引の受け方

- ①ちの割を適用することを確認のうえ、宿泊予約をします。
（宿泊施設のwebサイトや直接電話での予約、旅行会社経由、宿泊予約サイト等）
- ②宿泊施設へのチェックインの際、「宿泊助成金第2弾利用承諾書」にご記入のうえ、長野県に居住していることが分かる身分証等を提示します。
- ③②の確認ができたところで「観光クーポン」（1人1泊あたり1,000円分（500円券×2枚））が配布されます。
- ④割引金額で宿泊できます。
- ⑤観光クーポンは、消費額の50%以内で利用できます。（1,000円以上の買い物に対して500円分のクーポンが利用できる）

■割引助成人数

35,000人泊。予定割引人数に達し次第終了。
宿泊施設ごとに割引可能泊数を割り当てます。割当数が上限に達する施設から再配分しますが、上限に達したところで終了となります。

■割引対象期間

宿泊割引：令和3年7月16日チェックイン～令和3年9月30日チェックアウトまでとし、割引可能人数が上限に達した宿泊施設については受付を終了とさせていただきます。

観光クーポン券：令和3年7月16日～令和3年12月31日

クーポン 対象施設

観光クーポン券利用可能施設の対象となる事業者は以下のいずれかに該当するものとします。

- 茅野市内のアクティビティ・体験施設、土産物店等の小売店または飲食店もしくは交通事業者であり、主に観光客が利用する施設（以下、「クーポン対象事業者」という。）であること。
 - 飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。
 - 土産物店については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストアは対象外とする。
- 上記に加え、主に下記の条件を満たすことが必要です。
- 長野県が実施する新型コロナ対策推進宣言、信州の安心なお店の認証制度の認定または、茅野あんしん認証制度の認定を受け、業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を行うこと。

- 飲食店においては、今後実施される茅野あんしん認証 EAT の認定または認定予定であること。
- 申込事業者の代表者や従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその構成員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

施設登録方法

- ①対象施設の認定を受けたい場合には、「対象施設認定申請書」を施設ごと提出してください。提出は随時受付しています。
- ※提出は、メール、郵送または FAX にてご提出ください。
 - ※申請書は以下の URL からダウンロードしてください。
<https://navi.chinotabi.jp/news/10373/>

対象期間

令和 3 年 7 月 1 6 日 ~ 令和 3 年 1 2 月 3 1 日まで（予定）

観光クーポンの取扱

- ・発行券種：紙クーポン 券種 500 円×2 枚つづり 1 種類
- ・観光クーポン券の有効期限は、宿泊日から令和 3 年 1 2 月下旬までです。
- ・観光クーポン券は、宿泊施設にてチェックイン時に宿泊割引適用者に配布されます。
- ・観光クーポン券に押印または手書きにて宿泊施設名の記入があるか必ずご確認ください。
- ・宿泊施設名の記入がないもしくは有効期限切れの観光クーポン券は無効となります。
- ・観光クーポン券の利用は、消費額の 50%以内です。
- ・他の割引クーポン券(GoTo トラベル事業等)との併用は可能です。当観光クーポンの消費額利用の判断については、原価（割引前の料金）で判断してください。（例：消費額 2,000 円に対して 1,000 円分の goto トラベルクーポン、1,000 円分の当観光クーポンが利用可能。）

換金方法

- ・換金依頼伝票と観光クーポン原本を換金受付会場にお持ちください。
- ・その場で内容を審査し、事務局印を押印いたします。
- ・締日（月 2 回程度）を設定しますので、締日ごとに清算手続きをいたします。

留意事項

- ・観光クーポン券の詳しい取扱方法や精算手続きについては、登録受付後に後日送付されるマニュアルに従いご対応ください。
- ・コロナの感染状況及び GoTo トラベル事業の再開状況によっては、本事業を中止することがあります。
- ・国が実施する G o T o トラベル事業や長野県が実施する事業者やその他の割引事業等にも参加する場合、国等の支援事業と「ちの割第 2 弾」の双方の仕組みをよく理解し、利用者に対し双方の割引を適用させるよう努めること。（クーポン券の併用利用等）
- ・観光クーポン券の利用は消費額の 50%以内となりますので、クーポン券を収受する際は十分に留意してください。なお、消費額の基準は他の事業割引前の元値価格とします。

問合せ

ちの割事務局
〒394-0048 長野県岡谷市川岸上 1 丁目 1 - 2 0
ちの割事務局 百瀬 宛
【電話】 090-7254-9781 【FAX】 0266-21-5315
【メール】 info@chino-wari.jp